

<b>Title</b>	アメリカ憲法と日本国憲法（共同研究報告：憲法研究）
<b>Author(s)</b>	豊川, 慎
<b>Citation</b>	総合研究所 Newsletter, Vol.21-No.1, 2011.6 : 15-15
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3063">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3063</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

# 共同研究報告

## 【憲法研究】 アメリカ憲法と日本国憲法

2011年3月7日(月)、聖学院本部新館2階において、2010年度第11回「憲法」研究会が開催された。東京大学名誉教授で憲法学者の奥平康弘氏が「アメリカ憲法と日本国憲法」と題して発題された。以下、発題の概要を記す。

奥平氏によればアメリカ合衆国憲法の特徴はその「前文」にある。「われわれ合衆国の民は」(We the People of the United States)という言葉で始まり、「より完全なユニオンを形成するために」(in order to form a more perfect union)という言葉がそれに続く。13州それぞれが国家として政治的コミュニティとして成立したけれども、よりパーフェクトなコミュニティが「目的」としてその前文に記されていることはあまり注目されていないと氏は指摘する。すでに13州がstateとして独立しているという認識があり、今から見ればそれはとても歴史的な事柄であると奥平氏は述べられ、合衆国憲法の作り方のアメリカ的な特徴をアメリカの歴史的性格の痕跡としてアメリカ大統領選挙などの事例を交えて紹介された。

戦前の日本の憲法はアメリカ憲法とほとんど関係のない憲法であったが、1945年以降に占領軍が大きな影響を与えるようになり、そこで初めてア

メリカ憲法を勉強しなければならないという認識に至った。そのアメリカ憲法の中心的部分には「観念」としての「自由」が非常に強くあるが、例えば表現の自由などが「実際」(practice)のこととして語られ出したのは制定の時ではなく1918-19年頃からであったという。「自由が原則である」という命題を合衆国憲法の基軸に置く立場が意味することは何かということを奥平氏はこれまで考え続けてきたと述べ、言論の自由・表現の自由などに関しても日本人として学ぶことの意義がここにある、また日本における妥当性もあるのだと指摘された。

発題後には例えばアメリカ合衆国の「衆」はなぜ「州」(state)ではないのかといった色々な質問がなされ、30名もの多くの出席者があり大変実り多い研究会の時となった。

(文責：豊川慎 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程)

(2011年3月7日、聖学院本部新館2階)



奥平康弘 東京大学名誉教授を迎えて開催された。